

佐賀市社会福祉協議会 ふくし共育「とも学び」プロジェクト事業 実施要領

(目的)

第1条 この事業は、佐賀市内の学校、地域団体、企業等に対して、地域福祉教育の機会を充実させるため、佐賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）職員及び協力団体とのプログラム作りを協働で実施する。この協働を通じて、地域における福祉人材の育成及び資質の向上を図り、福祉に対する深い理解と共生社会への学びを対象者に提供する。

(対象)

第2条 本事業の対象は、次に掲げる団体とする。

- (1) 佐賀市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教育機関(以下「学校」という。)
- (2) 佐賀市内の地域団体、企業(以下「地域団体等」という。)

(内容)

第3条 地域における「福祉の学び」を構築するため、第2条に定める対象が計画する福祉学習の内容にあわせて次のとおり実施する。なお、派遣経費については、第5条、第6条のとおりとする。

- (1) 内容は、別表1のとおりとする。
- (2) 講師（協力団体）（以下「講師」という。）は、ボランティアセンター登録団体より選定する。

(事業の実施行程)

第4条 本事業の実施行程については、別表2のとおりとする。

(学校へ派遣する講師への謝金及び経費)

第5条 第2条第1号に定める学校へ講師を派遣する際の謝金及び経費については、次のとおり市社協が負担する。

- (1) 講師の派遣については、市社協が当該講師に対し、授業実施後、基本単価：1コマあたり4,000円を謝金として支払うものとする。併せて、諸経費2,000円を1派遣団体あたり支払うものとする。
- (2) 謝金及び諸経費を合計した金額は、複数日にわたる実施であっても、原則1校あたり10,000円を超えないものとする。
- (3) 前項に規定する支出金額において、その他の特別な理由があるときは、会長の承認を得て、当該支出金額を超えて支出することができる。

(地域団体等への派遣経費)

第6条 第2条第2号に定める地域団体等へ派遣した講師に対する謝金及び経費は、派遣依頼団体が支払うものとし、市社協からの謝金及び経費支出の対象としない。

(謝金の支出手続)

第7条 第5条に定める謝金の支払手続は、次のとおりとする。

(1) 学校へ派遣された講師は、事業実施後速やかに講師等謝金請求書を市社協会長に提出することとする。提出期限は別表3のとおりとする。

(2) 市社協会長は、講師等謝金請求書が提出されたときは、第1期から第4期ごとにとりまとめ、当該請求の審査を行い、適当と認められるときは、協力団体より指定された口座に謝金を振り込むものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。

別表1 (第3条関係)

対象	内容
学校 (第2条第1号)	<p>(1) ふくしの授業</p> <p>① 市社協職員による授業を必須とする。</p> <p>② 福祉体験：福祉体験指導者派遣事業要領に基づき実施する。</p> <p>③ ゲストティーチャーによる授業：学校が計画する福祉学習の内容にあわせて講師を調整し、派遣する。</p> <p>※②・③は選択であるが、両方選択も可能。</p> <p>(2) 授業提供だけでなく、福祉学習の企画・プログラム作りも学校と協働で行う。</p>
地域団体等 (第2条第2号)	<p>(1) 市社協職員による授業</p> <p>(2) 講師による授業</p>

別表2 (第4条関係)

項 目	学 校	地域団体等
相 談	学校から福祉学習に関する相談があった場合は、市社協よりプログラムの提案を行う。この際、学校は「ふくしの授業相談票」を市社協に提出する。	地域団体等からの福祉学習に関する相談は「ボランティア講師派遣相談票」に記入し、市社協に提出する。
申 込	学校は、原則として実施日の属する月の2か月前までに、佐賀市社協「ふくしの授業」講師派遣申請書兼講師派遣決定通知書(様式1)を市社協に提出するものとする。	
調 整・決 定	<p>(1) 市社協は、申請書を受領後、その内容が適当であると判断したときは、申込内容に適した講師を選定し、派遣を依頼する。</p> <p>(2) 市社協は、講師の派遣を決定したときは、佐賀市社協「ふくしの授業」講師派遣決定通知書件講師派遣決定通知書(様式1)により通知する。</p>	市社協は、相談票を受領後、その内容が適当であると判断したときは、内容に適した講師を選定し、派遣を依頼する。
事 前 打 合 せ	必要に応じ、学校・講師、市社協の三者で事前打ち合わせを行う。	必要に応じ、事前打ち合わせを行う。
実 施	市社協職員の授業、並びに選択した講師による授業を実施する。なお、講師による授業の派遣については、学校は原則各校1団体までとする。	市社協職員の授業、並びに選択した講師による授業を実施する。
報 告	学校は、事業実施終了後1週間を目安に振り返りアンケートを市社協へ提出する。	必要に応じ、アンケートを実施する

別表3 (第7条関係)

区分	事業実施時期	提出期限	謝金振込予定日
第1期	4月・5月・6月	6月末日	7月20日
第2期	7月・8月・9月	9月末日	10月20日
第3期	10月・11月・12月	12月末日の最終開所日	1月20日
第4期	1月・2月・3月	2月末日	3月20日

佐賀市社協「ふくしの授業」講師派遣申請書

令和 年 月 日

佐賀市社会福祉協議会会長 様

団 体 名 :

代 表 者 名 :

(担 当 者 名 :)

(担 当 者 連 絡 先 :)

下記のとおりふくしの授業を計画しておりますので、指導者の派遣についてよろしくお願いたします。

記

◆ 対象者情報 : _____ 年 (_____ クラス) _____ 名

◆ 授業内容・実施詳細：以下のうち、該当する内容に記入してください。

市社協職員による授業	内 容	
	実 施 日	年 月 日 () : ~ :
ゲストティーチャーによる授業	内 容	
	講 師	
	実 施 日	年 月 日 () : ~ :

決 定 通 知 書

令和 年 月 日

上記申込者 様

上記のとおり決定いたします。

社会福祉法人
佐賀市社会福祉協議会会長